

介護福祉士の資格取得をし、
介護・福祉の職場を目指す方の学費をサポート！！

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付制度 (2019年度)

この制度は、福祉・介護の現場で働く人材の確保・育成を目的として実施している修学資金の貸付事業です。就労状況によって、返還免除等の優遇を受けることができます。

貸付対象

- (1) 県内に住民登録をしている または 県内の介護福祉施設(事業所等)に勤務している者
- (2) 実務者研修施設を卒業する年度の3月31日までに従業期間及び従業日数が介護福祉士国家試験の実務経験として認められる期間を満たす見込みの者
- (3) 実務者研修施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士国家試験の受験の意思のある者

貸付期間

実務者研修施設に在学する正規の修学期間

貸付金額

- (1) 貸付上限額20万円(以内)
- (2) 貸付対象となる経費の用途
 - ・受講料
 - ・教材費
 - ・参考図書、学用品、交通費
 - ・国家試験受験手数料 など
 - ・受験対策講座の受講料

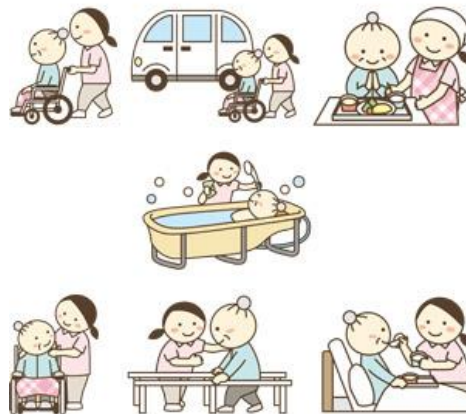
返還免除条件等

実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い
(受験→合格→登録、猶予期間あり)福島県内において返還免除対象業務に2年間、従事したとき
※ただし、返還免除条件の要件を満たさないときは、一括返還となりますのでご注意ください。

申請方法

(※提出書類の様式については県社協HPにあります)

貸付を希望する場合は、必要な提出書類を在学する実務者研修施設を経由して
福島県社会福祉協議会長宛てに提出してください。



【実施機関・問い合わせ先】
社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
TEL:024-523-1256